Art	ic	le	•	• • • •	 	 • • •	• • •	 • • •	٠.,	 • • •	• • •	 • • •	• • •	• • •	• • •	• •	 • • •	 ٠.,	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •

勤務税理士にも損害賠償責任を認めた東京地裁判決

~制限納税義務者の債務控除における国籍法の確認義務~

税理士 朝倉 洋子

はじめに

税理士に対する損害賠償請求訴訟は、昭和 61 年に初めて仙台地裁 において判断が示された。当時は、税理士が顧問先から訴えられるなどということはあり得ない出来事であったため、この事件に税理士業界は驚愕した。

TAINSの税法データベースに収録されている件数に限れば¹¹、昭和の終わりまでは、僅か3件にすぎなかったが、平成11年から15年の間に言い渡された40件を最高に激増しており、現在は下記のとおり、125件に達している。

期間	件数
昭61年~昭63年	3 件
平 元年~平 5年	6 件
平 6年~平10年	2 5 件
平11年~平15年	4 0 件
平16年~平20年	29件
平21年~平26年	2 2 件
計	125件

これらの裁判例をみると、当初は、税理士に対する善管注意義務違反を問う訴訟が多発し、税理士の責任を認めた上で、税理士職業賠償責任保険の支払を損害保険会社に求める訴訟、次いで、税理士職業賠償責任保険の税理士特約における免責条項をめぐる問題が提起された。

監査法人を当事者とする監査契約に関する損害賠償請求訴訟においては、企業 に所属する経理担当者の責任、監査法人に所属する公認会計士の責任、税理士の 責任について対比して判断を下している。

平成 26 年 2 月 13 日東京地裁¹¹¹では、会計事務所の所長税理士のみならず、勤務税理士にも損害賠償責任を認める判決が言い渡されているので、紹介する。

I 事案の概要

被相続人Aは平成20年3月5日に日本国内で死亡した。Aの法定相続人はAの 長男である原告甲(Aの先妻の子)及び次男乙(Aの後妻の子)及び丙(Aの後 妻)の3人である。

相続人らは、同年7月ころ、被告税理士の経営する税理士事務所に相続税の申告を依頼し、被告税理士は、同年12月15日相続税の申告納税を済ませた。

その後、所轄国税局の調査により、原告甲が制限納税義務者(アメリカ合衆国の国籍を有し、かつ、同国内に住所を有する者)であったのに、相続税法第 1 条の 3 第 2 号の規定を看過し、本来控除できない制限納税義務者の債務を過大に控除して、過少申告となっていたことが明らかになったため、被告税理士は、平成 23 年 6 月 20 日、相続税の修正申告を行った。これにより、甲及び乙の相続税額が増加し、延滞税及び過少申告加算税が課されることとなった。

本件は、原告甲及び乙が、税理士である被告らによる相続に関する助言、相続税の申告等に過誤があったことによって損害を被ったと主張して、被告税理士ら各自に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めたという事案である。

Ⅱ 裁判所の判断

東京地裁は、次のように判示して、原告甲に対して、所長税理士は、1059 万 7400 円の支払を、勤務税理士は、1164 万 7400 円の支払を、また。原告乙に対して、 所長税理士と勤務税理士は、それぞれ 63 万 9300 円の支払を命じた。

本件においては、原告らと契約関係にあるのは会計事務所の経営者である被告所長税理士であり、勤務税理士は、原告らとの間に契約関係はないが、同事務所に所属する税理士として所長税理士を補助する立場にあったということができる。

遺言は、原告甲に相続分の全部を指定し、遺産の全部を取得させる旨の遺産分割の方法を指定したものであり、相続債務を含む全ての遺産は、被相続人の死亡の時に原告甲に承継されたものと認められる。

原告甲は弁護士に委任し、被相続人死亡後の平成 20 年 3 月 24 日、遺産の一部である土地について、相続を原因として所有権移転登記手続を行ったことにより、同日に単純承認をしたものとみなされ、同日以降は相続放棄及び本件遺言による利益の放棄を行うことができず、同日以降は、原告乙が原告甲に対して遺産の配分を求めるためには、法律上、遺留分減殺によるほかない。

本件申告時点では、本件合意によって相続人らの権利義務が確定している以上、それと齟齬する内容での税務申告を行うことはできないし、所長税理士が遺産評価の過誤を含む本件申告をしたことは、原告らの損害との間には相当因果関係が認められない。

被告勤務税理士は、平成 20 年 8 月から同年 9 月頃、「原告甲はアメリカ合衆国の国籍を取得した」旨の回答を受けた時点で、一般人であれば原告甲が日本国籍を有しない制限納税義務者であるとの疑いを持つに足りる事実を認識したといえるところ、国籍法の規定を確認せず、どのような場合に日本国籍が失われるかを

認識しなかったのであるから、事実関係の究明をすべき義務に違反したというべきである。

本件申告手続の受任者である所長税理士は、申告手続の履行について、勤務税理士を履行補助者としていると解することができ、注意義務違反が認められることから、債務不履行責任を負うというべきである。しかし、所長税理士は、原告甲がアメリカ合衆国の国籍を取得していると認識していたことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、過失は認められず不法行為責任を負わない。そして、本件申告に係る事務担当者である勤務税理士は、原告らとの間に契約関係は認められないが、税理士としての注意義務に違反したことにより、過失を肯定することができるので、不法行為責任を負うというべきである。

原告甲は、自らがアメリカ合衆国の国籍を取得したと説明した旨陳述書に記載しているが、かかる記載を裏付ける客観的証拠はなく、勤務税理士はこれを否定する陳述書を提出していること、原告甲は、本件税務調査において日本国籍を喪失していない旨述べていたことや平成23年9月2日に至ってようやく日本国籍の喪失を届け出たことに照らすと、税務調査までは自らは日本国籍も有していると認識していたと認められる。

税理士は、依頼者の利益の最大化を考えて業務を遂行すべき義務を負い、具体的には、依頼者が述べた事実や提示された資料から判明する事実に基づいて業務を遂行すれば足りるものではなく、課税要件等に関係する制度の確認を含む事実関係の究明をすべき義務を負うところ、課税対象財産及び債務控除の対象となる相続債務の範囲を確定するためには相続人が制限納税義務者であるか否かを確定することが必要であるから、税理士が、一般人であれば相続人が日本国籍を有しない制限納税義務者であるとの疑いを持つに足りる事実を認識した場合には、日本国籍の取得及び喪失の要件を定めた国籍法の規定を確認するなどして、当該相続人が制限納税義務者であるか否かを判別するために必要な事実関係の究明をすべき義務を負うものと解するのが相当である。

おわりに

この事件における相続財産及び債務の内訳は、日本国内にある財産と、アメリカ合衆国内にある財産及び、そのアメリカ合衆国内にある財産の取得に係る日本国内の債務であった。

原告甲は、アメリカ国籍を有し、日本国籍を喪失しているので、相続税法上の制限納税義務者に該当し、原告甲が遺言によって取得した財産のうち、日本国内にある財産のみが課税価格に算入され、控除できる債務は国内財産に係る債務のみで、国外財産を取得するための債務は控除できない(相続税法第 13 条第 2 項)。

東京地裁は、債務不履行に基づく所長税理士の責任のみでなく、履行補助者と して相続税の申告事務を担当した勤務税理士について、原告らとの間に委任契約 関係は認められないが、国籍法の確認を怠ったことは税理士としての注意義務に

日税研メールマガジン vol. 92 (平成 26 年 11 月 17 日発行) 公益財団法人日本税務研究センター

違反し、過失を肯定することができると判断して、所長税理士を上回る金額の不 法行為に基づく損害の賠償を命じた。

多発する税理士損害賠償請求訴訟に、新たな1頁が加えられたことにより、税理士事務所における勤務税理士の責任の在り方に、見直しを迫る判決と位置付けることができると考える。

なお、この事件は、控訴審においても、維持されている。

以上

¹ 昭 61.9.11 仙台地裁、棄却、(Z999-0045). 控訴審 昭 63.2.26 仙台高裁、原 判決変更・一部認容、(Z999-0002)

ii 税理士に対する損害賠償請求訴訟は、民事事件であるために、裁判所のホームページや判例雑誌等に登載された場合や、当事者が公表した場合を除き、入手が困難である。

iii 東京高裁も平成 26 年 8 月 28 日、地裁判決 (Z999-0145) を維持。 (T&A master №564 2014.9.29 号 11 頁)